## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのり福祉会(以下「法人」という。)定款第8条、第21 条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について 定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、「報酬」とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払うものである。
- 2 この規程において、「旅費」とは、役員等が、その職務を行うために会議等に出席したとき 又は法人及び施設の運営のための業務にあたったときに、職員旅費規程を準用し、その費用に ついて支払うものである。ただし、その者の住所又は居所から会議等の場所までの距離が5キ ロメートルに満たない場合においては、支給しないものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。
  - (1) 常勤の役員については、報酬及、旅費及び退職手当を支給することとし、賞与は支給しない。
  - (2) 非常勤の役員については、業務に応じた報酬及び旅費を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤の理事等の報酬等の額)

- 第4条 常勤の理事等に対する報酬等の額は、次の各号によるものとする。
  - (1) 報酬については、月額報酬とし、別表1に定める額とする。
  - (2) 退職手当については、別表3の定める算式により算出される額とする。 ただし、在任年数20年を超える場合は、在任20年の退職金額を以って退職金額とする。
  - (3) 常勤の理事等が、職務のため出張するときは、職員旅費規程を準用し、従事した都度、旅費を支給する。
- 2 常勤の理事等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(非常勤の役員等の報酬等の額)

- 第5条 非常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号によるものとする。
  - (1) 報酬については、業務に当たった際の報酬とし、別表2に定める額とする。
  - (2) 非常勤の役員等が、職務のため出張するときは、職員旅費規程を準用し、旅費を支給する。
  - (3) 非常勤の役員等が、職務のため会議に出席したときは、職員旅費規程を準用し、旅費を支給する。

(法人職員給与と役員報酬等との併給)

第6条 法人の職員で職員給与を支給している役員に対しては、この規定に基づく役員報酬等は 支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤の役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当 該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第3条ただし書にき準じた日とする。
- (2) 退職手当 退職した日から3か月以内とする。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席又は法人業務に従事したときに遅滞なく支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号の定める報酬等の支給 の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月27日から施行し、平成29年6月29日から適用する。 (役員報酬規程の廃止)
- 2 役員及び評議員の報酬等に関する規程(平成26年7月30日制定)は、廃止する。 附 則
  - この規程は、令和元年10月評議員会議決の日から施行する。

附則

この規程は、令和3年6月の評議員会議決の日から施行する。